

亀山市職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月26日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第30号

亀山市職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の宿日直手当に関する規則（平成17年亀山市規則第27号）を次のように改正する。

第2条中「次に掲げる」を「亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年亀山市規則第13号）第8条第1項に規定する」に改め、同条各号を削る。

第3条中「次の各号に掲げる勤務に応じ、当該各号に定める額」を「前条に規定する勤務1回につき4,400円」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の亀山市職員の宿日直手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。